

前回 10月27日の取締役会議番外編での第三回目報告に引き続き、本日は第四回目の報告を行います。

【1】 シンセン市からの完全撤退面での進捗

1. Xデー変更と外部発表内容

現在までXデーは2018年5月11日(金)と設定してきたが、直近の諸々の検討で従業員への告知は週初めに実施することに変更した。この理由は、1) ストライキが発生した場合は数日に及ぶ可能性が高いが、金曜日の告知だと翌日・翌々日の土日は公安局や労働局などが対応してくれない、または非常に嫌がられる可能性が高い。2) 週末を挟むと会社へ来ないことによる従業員への連絡・伝達が困難となる。3) 諸所の問題が発生した時は東京本社との連絡や判断が必要となるが、告知翌日・翌々日が本社休日となるのは好ましくない。(N社も10月30日の月曜日発表にしている)

この為、従業員告知のXデーは5月7日(月)に変更し、これに合わせてOSZの生産活動停止を決議する臨時取締役会議もこの7日(月)に開催する。(5/7 8:30~9:00 経営執行会議 9:00~9:30 取締役会議 でスケジューリング予定。)

なお150P決算取締役会は5月11日(金)で変更無しとしている。

Xデー当日の外部発表内容はN社と同様に、「中国シンセン工場における操業の停止」までに留めて、解散・清算か持分譲渡かはその時点でまだ最終決定に至らないので検討中であることにする。

また、11日に行う150P決算発表においてどこまでの引当てと減損を取るかに関して12月25日以降で新日本監査と相談に入る。

右表は現時点での引当て/減損項目とラフ試算参考値。

(単位: 億円)

引当て		
①	Xデー以降経費(コンサル費用、設備移管費用など)	
②	税金(移転価格除く)、社保、住宅積立	20
③	経済補償金(N+2)	30
④	APT訴訟+弁護士費用	35
⑤	密輸監査追徴課税、罰金+弁護士費用	12
⑥	契約解約コスト(和解金)	6
減損		
①	固定資産(移管分除く)	
②	繰延税金資産	
③	在庫(未着在庫含む)	10
④	固定資産除却(売却益別途)	
合計		113

引当て④、⑤を除くと66億でN社発表の見込み額(70億)とほぼ一致

2. 労務DD

Xデーにおける経済補償金のレベル設定を検討中。社員とのネゴシエーション・騒動の早期決着のプロセスを、迅速かつできる限り穏便に収めることを目的とし、第1回提示条件は「N+2~4」とし、最終落とし所を「N+5」レベルとする考えで検討を進めている(N社は「N+5」とのこと)。なおNが1ヶ月増加で、約1.5~2億円のコスト増となる。

またABL(錦天城法律事務所)に労務関連資料を全部提出し、ABLと共に詳細なDDを開始した。資料は、労働規則制度、従業員の状況、特殊雇用状況、賃金、社会保険、住宅積立金、労働組合、訴訟案件などで労務関連が全て網羅されている。

3. 税務DD

7月より進めてきたEYシンセンのコンサル部門との共同による税務DDが11月末までに終了した。今回の税務DDはOSZの主要税金のうち、関税・移転価格税制を除く項目に対して実施した。また期間は対象となる過去5年としている。

(項目: 増値税、営業税、企業所得税、個人所得税、不動産税、印紙税、都市維持建設税)

本税と延滞金の総合計は右表のように122百万元(20億円)となり、これに別途試算の移転価格リスク23億円を加えると、トータル43億円となる。

(ちなみに2016年4月・5月のラフ試算時はトータル54億円)

今後の進め方についてはまず右表の122百万元をOT経理関係者と精査する。会社解散・清算スキームの場合は、清算手続き後に開始される税務調査をスム

(単位: MRMB)

	本税	延滞金
企業所得税	31.2	20.1
増値税・営業税	25.1	17.5
個人所得税	16.6	10.1
その他	0.8	0.8
合計	73.7	48.5
総合計	122.2	

ースにして罰金の免除や軽減を図る為に、事前に自主修正申告を行うのが好ましいと考えられるが、一方で持分譲渡スキームの場合では法人格は抹消しないので一般的には税務調査は入らないと言われている。

現時点では EY シンセンのコンサル部門には会社解散・清算のスキームであることしか伝えてないので、持分譲渡の方向で進めることを伝えて、その上で修正申告の必要性や範囲などの対応アドバイスをしてもらう必要がある。よって、新日本監査に本件の話をした後に EY シンセン側に伝えることとする。

また持分譲渡候補先(新国都社)との交渉の中で必要範疇での税務DD要求が考えられるが、その対応に備えるために OSZ として証憑管理や帳簿の整理を3月中旬頃までに行う。更に今回のDDの結果を代用させることなども EY と相談していく。なお、今後の OSZ の税務業務は、Xデー前までに OSZ スタッフの退職が進み業務が滞ってしまうリスクを避ける為に、EY へ全面的な委託をしていく。

4. 持分譲渡案件

前回の報告において持分譲渡案件を進めることのご確認を頂きました。

現在は「新国都社」への譲渡を基軸とし、NRI が候補とした「深セン投資控股有限公司」を次善策として進めている。

深セン投資は国有企業であり、OSZ が所在する高新北市の改造計画(新型産業用地への転換)の策定・実行において政府機能の代替的役割を果しているとの情報を NRI から受けているが、国有企業は通常お役所的・官僚主義的な傾向が強く、縦割りの関連政府部門における利害関係なども複雑に絡み、交渉が困難を極めることが予想される。また国有企業は情報漏洩リスクも高く、更には国有企業そのものへの持分譲渡が成立しない可能性もある。これらの点を鑑みて、深セン市の新型産業転換方針に合致している民営企業である「新国都社」を基軸とした。

新国都社とは12/8に初回の面談を行い、NDAを結ぶと共に、OT 本社としての懸念点・OSZ が抱えている課題・情報^{共有}防止の重要性・スケジュール感などを共有した。

・OT 本社としての懸念点：上記の深セン投資控股有限公司の影響度。南山区政府の意向。(1月中旬までに新国都社仲介で南山区政府要人とのインフォーマル面談を ABL 同行で行って感触を確認したい。無論オリンパスの名前は出さずに行うことを検討して欲しい。)

・OSZ が抱えている課題：APT 裁判、金型通関問題の2点を説明。

・スケジュール感：別紙日程の概略を口頭で説明。

OT 本社としての懸念点に関しては文書で回答頂くこととした。今後 MOU/基本合意書の締結に向けた具体的交渉を進めていく。

5. APT 裁判

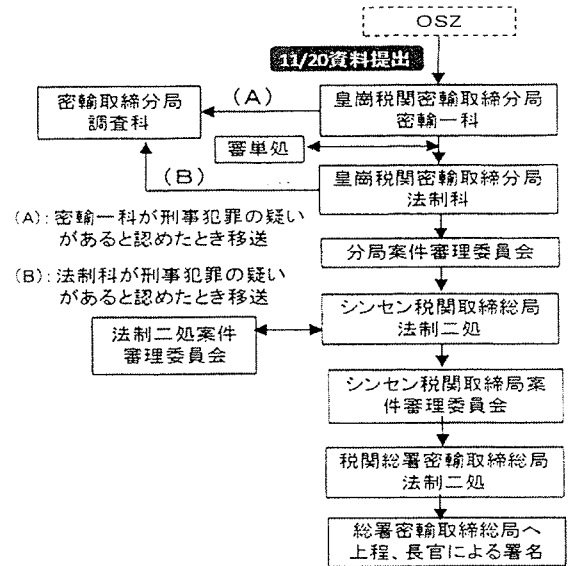
前回報告と同様に現時点での進捗は無し。

6. 金型通関問題

金型(無償貸与設備)の輸出入価格差異に関して要求されていた OSZ の再調査回答は 11/20 に皇崗税関の密輸一科に提出した。

現在密輸一科で審査中。

前回報告の通り、右図において(A)または(B)ルートで調査科に移送されると刑事犯罪の可能性に関して本格的な審査が始まることになるが、このルートに乗らないように「故意では無い」説明文書も 11/20 に合わせて添付している。



7. 一般貿易への切り替え

昨年 12 月より取組みを開始した一般貿易会社への切り替えが 10/25 に完了した。

(9/8 :加工貿易生産終了 9/11 :一般貿易生産開始 9/28 :加工貿易製品最終出荷 10/25 :加工貿易部品補税完了)

2

この 10/25 を持って OSZ 内に免税部品は完全に無くなり、Xデーを迎えた時の輸入量/輸出量の差に起因する通関課題が新たに発生するリスクは無くなった。非常に大量の部品や製品を対象にした複雑な切り替えオペレーションであったが大きな問題を発生させることなく完了することができた。

なお、10/31 に通関信用ランクが高級認証から一般信用へ 2 ランク降格となったが、これはシナリオ通りである。

【2】 OSZ からの製造機能移管面での進捗

1. 151P 事業計画策定

OSZ と OVNC の 151P 事計は「表」と「裏」の両方の計画を同時に策定中である。

「表」計画は OSZ を縮小し継続するダミー計画で、売上高は 150P の約半分の 420MHK\$ (60 億円) 規模まで落ちる姿となっている。中国人スタッフには以前から、「16CSP での OSZ の縮小戦略では 151P 売上高規模は 80 億円」と言ってきたが、「IBP 事業の不振等でそれを下回る規模となる。」と伝えて、先が非常に厳しいことを見せることになる。

これによるスタッフの早期退職促進がどこまで効くかは現時点ではまだ未知数。

一方の OVNC の「表」計画は OSZ 継続前提での策定となるが、要員や投資 (OSZ の設備購入など) に関しては実際の場面での抜け漏れが発生しないようなマネジメントが必要とされる。非常に煩わしい上に「裏」計画が S100 開示者以外に絶対に流出しないような慎重なコントロールを展開中。

連結会計システムのハイペリオンへの 151P 事計入力、OSZ「表」+OVNC「表」+映像 BU 補正值となり、151P の FC-1 で「裏」計画に大きく入れ替えることになる。

2. 非開示部品の切替え処理

Xデー-5/7 までは OVNC および NOL へ移管することを開示出来ない製品が 5 機種あり、この為に、この部品の正式手配オペレーション開始も 5/7 以降になってしまう。(OSZ ローカルスタッフが業務に関与している為)

一方で OVNC, NOL での試作・生産再開のスケジュールは決まっており、部品手配 L/T が非常にタイトとなる。このリスクを避ける為に、5/7 以降で OSZ 供給が停止し OHC に停滞していく購入部品をすみやかに OVNC へ転用できるようにする必要があり、下記の作業展開がポイントとなる。

①5/7 以降での OHC⇒OVNC の原単位構築作業。特に OHC 側の垂直体制整備を行う事が課題。

②OSZ 内製部品の作り込み (OVNC 生産初期用) と輸出通関契約の前倒し準備。これを 5/7 前に行う為の理由付け。

③OSZ 直接購入品 (中国内販部品) の OHC 納入への切り替え作業。

3. OVNC 新棟建築状況

計画通り進行中で 1 月末には映像部分の部分引渡しができる予定。2 月からレンズ加工関連の設備搬入を初める。

4. OSZ からの設備移管

Xデー以降に OSZ から大量の設備を OVNC と NOL へ輸送することになるが、輸出通関手続きを如何にスムーズに

行うかが大きな鍵となっている。必要な OSZ スタッフはホワイトリストメンバーとして残るようにさせると共に、通関管理上で種別化された設備の輸出手続き標準化整備を進めて、いざと言う時に通関スタッフのノウハウがなくても対応ができるような準備を展開中。

以上。

「取締役会議番外編」に記載された略称等について

【1】シンセン市からの完全撤退面での進捗

「1. Xデー変更と外部発表内容」の「N社」はニコンのこと。2017年10月30日に中国・蘇州のデジカメ工場の操業停止を発表した。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ022865260Q7A031C1EAF000/>

「2. 労務 DD」の「N+2~4」「N+5」とは、中国の労働契約法に定められた人員整理時に企業が支払う法定経済補償金(N)と、円滑に解雇を行うための上乗せ補償金(+ α)のこと。「N+5」なら法定補償金に月給の5カ月分を加算。

「ABL(錦天城法律事務所)」は上海を本拠とする中国ローカルの大手法律事務所。中国名は「錦天城律師事務所」、英語名は「AllBright Law Offices」

「4. 持分譲渡案件」の「新国都社」および「深セン投資控股有限公司」については別紙で後述します。

「6. 金型通関問題」は、OSZが製品を生産するため無税(保税扱い)で輸入した金型をめぐって税関当局から瑕疵(脱税?)を指摘されたと推察される。中国の法人が金型などの製造設備を輸入する場合、通常なら関税(10%前後)と増値税(付加価値税=17%)が課税されるが、輸出前提の加工貿易の場合は免除や還付の仕組みがある。ただし制度が複雑かつ改定が多く、地域の税関ごとの解釈も違うためトラブルになりやすいのは確か。

とはいえ逆によくある問題であるが故に、企業も税関も対応に慣れている面がある。OSZが税関の密輸取締チームから(一度の調査で終わらず)再調査を命じられ、わざわざ「故意では無い」説明文書を添付し、それでも刑事犯罪化の可能性がぬぐえない状態というのはどう見ても異常。おそらく相当悪質なことをやったのではないか。

【2】OSZからの製造機能移管面での進捗

「1. 151P事業計画策定」の「151」は会計年度の第151期

「OVNC」はベトナムの製造子会社「Olympus Vietnam Co., Ltd.」

「16CSP」は2016経営基本計画

「2. 非開示部品の切替え処理」の「NOL」は国内製造子会社「長野オリンパス」

「OHC」は香港のマーケティング子会社「Olympus Hong Kong and China Limited」